

生徒指導通信

令和8年5月1日
生徒指導部
第2号

今日から5月です。今年度がスタートして3週間が過ぎました。
先日の学校朝会では、皆さんが「ワンステップアップ」した素晴らしい姿を確認するとともに見えてきた課題も確認しました。

「ワンステップアップした素晴らしい姿」

- あいさつ:笑顔で、相手を見て、大きな声が相手にしっかり届く。
- 聞く姿勢:相手に体を向けて、しっかり顔を上げて聞くことができる。
- 集合の仕方:しゃべらず、落ち着いて行動できる。



「課題」

- ルールやマナーが守れていない
 - ・ピアスの穴をあけている。ピアス等の不要物を持つてくる。
 - ・スカートが短くしたりシューズのかかとを踏んでいる。
 - ・生徒だけで娯楽施設や飲食店へ入店している。
- 周囲への迷惑行為や危険行為がある
 - ・公園等で花火や爆竹を使用する。
 - ・自転車で2人乗りをする。



STOP

一人一人の生徒が、夢や希望に向かって全力で学習できる環境を整え、安心・安全に学校生活を送るためには、全校生徒がルールやマナーを守ることは絶対に必要なことです。いま一度、全校生徒が意識をして、互いに声を掛け合いながらより良い十日市中学校を創りあげましょう。

明日からGWが始まります。連休中の過ごし方も大切です。楽しみなことがあるとどうしても気持ち浮かれがちになり、解放された気持ちから、普段では行わないような危険な行動やルール

を守れない行動、トラブルに発展しがちです。自分が傷ついたり人を傷つけたり事故やトラブルに巻き込まれたりしないためにも十日市中学校の生徒であるという自覚と責任のある行動を心がけましょう。そのためにも十日市中学校のルールを再確認しましょう。

第3章 校外での生活に関すること (生徒指導規定より抜粋)

第9条

日常生活については、次のことを禁止する。保護者はその責任において、生徒が違反等をするためのないよう指導するとともに家庭でのルールづくりを行う。

- (1) 生徒だけの市外への外出
- (2) 生徒だけの娯楽施設、飲食店への入店
- (3) 生徒だけの外泊や夜間徘徊

※午後11時から翌日午前4時までは、^{しんやはいかい}「深夜徘徊」として警察の補導の対象となる。

- (4) 酒・たばこ類等の購入や所持等
- (5) 危険箇所への立入り
- (6) 交通違反
- (7) 情報通信機器の学校への持ち込み及び不適切な使用



※娯楽施設とはカラオケ店や映画館、ゲームセンター等です。飲食店とは、ファミリーレストランやファストフード店等です。

※公園等で花火や爆竹を使用したり自転車の2人乗りはしてはいけません。

※ピアスの穴をあけたり不自然な髪形や加工(染色・脱色・着毛・パーマ)は禁止です。休日中も十日市中学校生徒です。

GWが明けると中間試験があったり体育大会に向けての取組がスタートしたりします。休日中、皆さんが健康で事故・怪我無く過ごし、連休明けから明るく元気に登校してくれることを心待ちにしています。